平成２６年（フ）第１号
愛媛県越智郡上島町弓削下弓削490番地、前住所広島県福山市今津町３丁目７番21―105号
債務者　村川　卓司
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２６年（フ）第２号
福岡県飯塚市有井334番地10　ＳＫＹ真和217
債務者　岡崎　友紀
1　決定年月日時　平成26年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２５年（フ）第１４０号
宮崎県延岡市天神小路310番地１
債務者　新名　　香
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第１５７号
北海道苫小牧市光洋町１丁目17番27号　ピュアコート２階
債務者　吉田　雅登
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第１４６号
宮城県加美郡加美町宮崎字屋敷六番20番地２
債務者　錦戸　　潤
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第１４７号
宮城県加美郡加美町宮崎字屋敷六番21番地４
債務者　錦戸　俊平
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第１５７号
宮城県栗原市志波姫八樟字南224番地
債務者　小野寺奈美
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第３１３号
兵庫県宝塚市光明町10番15号　メゾン三宅Ⅲ101、前住所兵庫県宝塚市長寿ガ丘８番18号
債務者　池上　　昇
1　決定年月日時　平成26年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第１６３号
広島県呉市八幡町11番３―401号
債務者　近藤　政一
1　決定年月日時　平成26年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第４号
広島県竹原市港町２丁目14番８号
債務者　玉谷　和昭
1　決定年月日時　平成26年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第２号
佐賀県唐津市新興町90番地　新興岩村Ⅱ―205号
債務者　中尾さつき
1　決定年月日時　平成26年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第１９４号
富山市向新庄町３丁目３番27―201号　アルエ松田Ｂ棟、住民票上の住所富山市長附491番地21
債務者　沖本　克喜
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月２日まで
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１号
広島県福山市大谷台３丁目２番10号
債務者　坂本　清永
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月２日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第６６８号
千葉県柏市塚崎891番地６
債務者　木村　勇雄
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１４７８号
名古屋市中川区富田町大字服部字馬黒600番地の１　千音寺荘Ｔ―４棟307号、前住所名古屋市中川区豊成町１番５―511号　豊成団地
債務者　白石　博子
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９４３号
神戸市北区有野台６丁目21番Ｂ31棟206号
債務者　渡辺　健蔵
1　決定年月日時　平成26年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９５８号
神戸市東灘区御影塚町３丁目11番９号　215号
債務者　堀部　光夫
1　決定年月日時　平成26年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部